

経営革新計画 承認申請の手引き



埼玉県産業労働部産業支援課

1 申請要件

申請に際しては次の条件を満たしていることが必要です。

- (1) 登記簿上の本店が埼玉県内にあること（※個人の場合は埼玉県内の住所を有すること）
- (2) 1年以上の事業実績があること
- (3) 特定事業者※1であること（※下表の業種・従業員数条件を満たしていること）
- (4) 新商品の開発、新たな生産方式の導入など、これから開始する「新たな取組み」が存在すること
- (5) 「新たな取組み」が、同業他社で相当程度普及している技術や生産方式の導入ではないこと
- (6) 法令及び公序良俗に反する事業ではないこと。公的支援を行うことが適当な事業内容であること

《特定事業者の範囲》

主たる事業を営んでいる業種	従業員基準 (常時使用する従業員の数) ※2
・ 製造業、建設業、運輸業 その他の業種（下記以外）	500人以下
・ 卸売業	400人以下
・ サービス業（下記以外）	300人以下
（ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業）	(500人以下)
・ 小売業	300人以下

※1 特定事業者について

- ・ 特定事業者には資本金要件はありません。
- ・ 対象に含まない企業群（従来対象であった中小企業者（例）製造業で資本金3億円以下従業員500人超）については、2023年（令和5年）3月末まで支援対象とする猶予期間を設けます。
- ・ 旧様式に基づく経営革新計画の申請は令和3年9月末まで可能です。
- ・ 旧様式に基づく経営革新計画の申請は旧基準により審査します。
- ・ 旧様式に基づいて申請、承認された経営革新計画の変更申請は旧基準により審査し変更の承認を行います。

※2 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

《新たな取組み》

「新たな取組み」は以下の6類型です。

- ①新商品の開発又は生産
- ②新役務の開発又は提供
- ③商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ④役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動
- ⑤技術に関する研究開発及びその成果の利用
- ⑥その他の新たな事業活動



新たな取組

知的財産の活用等の先進的な取組から、機械設備の高度化・共同化による生産工程の効率化、生産管理・品質管理、労務・財務管理等まで、経営の向上に資する多様な取組を対象とします。

なお、個々の特定事業者にとって新たな事業活動であれば、既に他社において採用されている技術・方式等を活用する場合についても原則として対象とします。ただし、業種ごとに同業の中小企業（地域性の高いものについては同一地域における同業他社）における当該技術・方式等の導入状況を判断し、それぞれについて既に相当程度普及している技術・方式等の導入については対象外となります。

(7) 次の条件を満たす経営革新計画があること

- ① 3年以上8年以下（事業期間のみで3～5年）の計画であること
- ② 「新たな取組み」を実施することで、企業全体の付加価値額又は1人当たりの付加価値額及び給与支給総額が次の基準以上伸びるものであること

事業期間	「付加価値額」又は 「一人当たりの付加価値額」 の伸び率	「給与支給総額」の伸び率
3年計画	9%以上	4.5%以上
4年計画	12%以上	6%以上
5年計画	15%以上	7.5%以上

- ・ 事業期間＝計画期間のうち研究開発期間を除く新事業活動を実施する期間
- ・ 付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費
- ・ 一人当たりの付加価値額＝付加価値額を従業員数で割ったもの
- ・ 給与支給総額＝給料＋賃金＋賞与＋各種手当
(個人事業主の場合は、給与賃金＋専従者給与＋青色申告特別控除前の所得金額)

(8) 原則として、事前に金融機関と相談を行っていること（融資希望の場合）

※なお、申請日から6か月以内に融資を必要とする計画の場合は、事業計画書に融資の申し込みを行う予定の「金融機関名（支店名）」、「担当者名」及び「電話番号」の記載を必要とします。承認に当たって、相談を行っている事実の有無について当該金融機関へ確認を行いますので予めご了承ください。また、以下の4に記載しておりますとおり、融資等については、計画の承認とは別に金融機関・保証協会等の審査がありますので御注意ください。

2 提出書類

<正本>

- ① 承認申請書（申請日は県又は商工会等の收受日）
- ② 事業計画書
- ③ 決算報告書（直近の3期間）
- ④ 定款の写し（個人事業主の場合は不要）
- ⑤ 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（発行後3か月以内、原本）
※ 個人事業主の場合は住民票（発行後3か月以内、原本）
- ⑥ 会社案内（会社案内がない場合にはHPの打ち出し等）
- ⑦ 金融機関あて提出様式の写し
※ 申請日から6か月以内に融資を必要とする計画の場合は、申請者が本書を作成のうえ、金融機関に提出する規定になっています。申請書には本書の写しの添付が必要です。

<副本>

- ① 承認申請書（正本の写し）
- ② 事業計画書
- ③ 決算報告書
- ⑥ 会社案内（会社案内がない場合にはHPの打ち出し等）

3 進捗状況調査

本申請に係る承認を受けた場合は、計画の進捗状況について計画期間中1年ごとに回答していただきます（※承認企業様には進捗状況調査票を送付しますので必ず提出してください）。

4 支援措置の注意事項

計画が承認されたことで、融資等を受けられるものではありません。融資等については、計画の承認とは別に金融機関・保証協会等の審査があります。

事前に金融機関等に相談してください。

5 窓口

経営革新計画の承認申請についての御相談は、貴社の「本社所在地」のある下記の窓口で受け付けています。

●埼玉県機関

川越北企地域振興センター
東松山事務所
〒355-0024
東松山市六軒町5-1
東松山地方庁舎内
電話0493-24-1110

秩父地域振興センター
〒368-0042
秩父市東町29-20
秩父地方庁舎内
電話0494-24-1110

川越北企地域振興センター
〒350-1124
川越市新宿町1-17-17
ウエスタ川越公共施設棟内
電話049-244-1110

北部地域振興センター
本庄事務所
〒367-0026
本庄市朝日町1-4-6
本庄地方庁舎内
電話0495-24-1110

北部地域振興センター
〒360-0031
熊谷市末広3-9-1
熊谷地方庁舎内
電話048-524-1110

利根地域振興センター
〒361-0052
行田市本丸2-20
行田地方庁舎内
電話048-555-1110

県央地域振興センター
〒362-0002
上尾市南239-1
上尾地方庁舎内
電話048-777-1110

西部地域振興センター
〒359-0042
所沢市並木1-8-1
所沢地方庁舎内
電話04-2993-1110

県庁(産業支援課)
〒330-9301
さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県庁本庁舎
電話048-830-3910

東部地域振興センター
〒344-0038
春日部市大沼1-76
春日部地方庁舎内
電話048-737-1110



●商工会議所 (五十音順)

上尾商工会議所 048-773-3111
川越商工会議所 049-229-1810
川口商工会議所 048-228-2220
春日部商工会議所 048-763-1122
行田商工会議所 048-556-4111
熊谷商工会議所 048-521-4600

越谷商工会議所 048-966-6111
さいたま商工会議所 048-641-0084
狭山商工会議所 04-2954-3333
草加商工会議所 048-928-8111
秩父商工会議所 0494-22-4411

所沢商工会議所 04-2924-5581
飯能商工会議所 042-974-3111
深谷商工会議所 048-571-2145
本庄商工会議所 0495-22-5241
蕨商工会議所 048-432-2655

●商工会 (五十音順)

朝霞市商工会 048-470-5959
荒川商工会 0494-54-1059
伊奈町商工会 048-722-3751
入間市商工会 04-2964-1212
小川町商工会 0493-72-0280
桶川市商工会 048-786-0903
越生町商工会 049-292-2021
加須市商工会 0480-61-0842
神川町商工会 0495-77-3181
上里町商工会 0495-33-0520
川島町商工会 049-297-6565
北本市商工会 048-591-4461
久喜市商工会 0480-21-1154
くまがや市商工会 048-588-0140
鴻巣市商工会 048-541-1008
児玉商工会 0495-72-1556
坂戸市商工会 049-282-1331
幸手市商工会 0480-43-3830

志木市商工会 048-471-0049
庄和商工会 048-746-0611
白岡市商工会 0480-92-9151
杉戸町商工会 0480-32-3719
鶴ヶ島市商工会 049-287-1255
ときがわ町商工会 0493-65-0170
戸田市商工会 048-441-2617
長瀨町商工会 0494-66-0268
滑川町商工会 0493-56-3110
新座市商工会 048-478-0055
西秩父商工会 0494-75-1381
蓮田市商工会 048-769-1661
鳩ヶ谷商工会 048-281-5555
鳩山町商工会 049-296-0591
羽生市商工会 048-561-2134
東秩父村商工会 0493-82-1315
東松山市商工会 0493-22-0761
日高市商工会 042-985-2311

ふかや市商工会 048-584-2325
富士見市商工会 049-251-7801
ふじみ野市商工会 049-261-3156
松伏町商工会 048-992-1771
三郷市商工会 048-952-1231
美里町商工会 0495-76-0144
皆野町商工会 0494-62-1311
南河原商工会 048-557-0742
宮代町商工会 0480-35-1661
三芳町商工会 049-274-1110
毛呂山町商工会 049-294-1545
八潮市商工会 048-996-1926
吉川市商工会 048-981-1211
吉見町商工会 0493-54-0701
寄居町商工会 048-581-2161
嵐山町商工会 0493-62-2895
和光市商工会 048-464-3552